

## 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第19回）

平成23年11月22日（火）

午後2時00分～4時00分

京都府公館レセプションホール

### ○座長

皆さん、こんにちは。これから歳末へ向けて、また、いろいろとお忙しい中お集まりいただき、委員の先生方、ありがとうございます。

今日は報告事項が中心で項目が多いので、進行につきまして、御意見等御配慮をお願いします。

それでは、京都府宅地建物取引業における人権問題に関する指針（案）及び啓発について、事務局から説明願います。

### ○事務局

それでは、資料の1につきまして説明します。

この土地調査問題、宅建業者を対象とした人権問題についてのアンケート結果については、前回8月2日、第18回の本懇話会で報告させていただきました。そのアンケートを踏まえてのその後の取り組みとして、今回、宅建業者への対応と府民への啓発について、この両面にわたっての取り組みについて説明します。

まず、宅建業者への対応として、指針の作成を考えています。その部分につきまして建設交通部から説明します。

### ○事務局

建設交通部です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、お手元資料の資料1の2枚目、別紙1をご覧ください。

この指針につきましては、前回の懇話会でも報告しましたとおり、平成22年度に実施をしました宅建業者への人権問題についてのアンケート調査の結果、宅地建物取引の場におきまして人権問題が生じているということが明らかになりましたので、その結果を踏まえて策定するものです。内容については指針（案）の概要と、それを踏まえた今後の対応として説明します。

まず、指針（案）の概要についてです。この指針は四つの柱から構成しています。第1として、前文に指針の策定の目的を掲げています。第2として、宅地建物取引業におけ

る人権問題、第3として、京都府の人権問題解決に向けての責務、そして最後に第4として、宅地建物取引業者及び宅建業団体の人権問題解決に向けての責務、そういった構成になっています。

具体的な指針（案）については、次のページをご覧ください。まず、前文についてですが、宅地建物の取引の場において生じています同和問題や高齢者、外国人などの入居差別、こういった人権問題の解決が重要な課題である、そういった認識のもと、関係者が相互に協力をし合って、その解決に向けて取り組みを進めていくという指針策定の目的を明記しています。

次に1の「宅地建物取引業における人権問題」について、第1に宅建業者は良好な宅地や住宅等を提供すべき社会的責務があること。第2に一方で宅地建物取引の場において人権問題が生じていること。第3に、その解決のため、府及び宅建業団体は役割を分担して、人権意識の高揚と普及に努めることという内容で、先のアンケート調査の結果を踏まえた現状の課題と認識を明記しています。

次に下段の2の「京都府の人権問題解決に向けての責務」についてです。（1）啓発の推進体制の確立について、1点目として、京都府や宅建業団体が実施する研修会あるいは講習会など、あらゆる機会を通じた人権啓発を推進していく。2点目として、研修会や講演会を開催するに当たり、対象者の問題意識に結びついた研修内容などを検討していくこととし、また、宅建業団体に対する人権問題の啓発体制の整備を要請していくこととしています。3点目としましては、宅建業団体の自主的な活動を支援する。4点目としましては、啓発効果を高めるための内容や手法の検討、調査すると掲げています。

（2）の府民啓発の推進については、京都府や宅建業団体の発行をする広報紙を活用するなど、相互に連携した府民への啓発を進めていくということです。

（3）差別事象への対応については、関係機関、宅建業団体との連携、情報提供体制の整備、差別事象が生じた場合の資料の収集あるいは事情の聴取などを掲げて、京都府の責務を明確にしています。

最後にページの間部分、3の宅地建物取引業及び宅建業団体の人権問題解決に向けての責務として、2点挙げています。

（1）の宅地建物取引業者の責務として、一つには信頼性の確保、二つには取引物件の調査、三つ目に入居機会の確保、この3項目を掲げまして、宅建業者の人権意識の高揚や差別につながる調査、教示、広告の禁止について記載しています。

それから、(2)の宅建業団体の責務として、人権問題にかかわる啓発体制の確立、組織的な研修、啓発の取り組みを掲げています。宅建業者自身と宅建業団体の責務をあわせて明記をしています。

以上が指針の概要です。

次に別紙1をご覧ください。ただいま、説明しました指針の策定を踏まて、別紙1の下の部分、今後の対応について説明します。

まず1点目として、宅地建物取引における人権問題に関する指針(案)について、本日、この懇話会において議題として公表しました後、2点目に宅建業団体にも、宅地建物取引における人権問題に関する指針を策定していただくよう、またあわせて3点目として、宅建業団体に土地調査問題、賃貸住宅に関する入居問題など人権問題に関する研修をより一層充実させていただきよう、文書で要請することとしています。最後に、人権啓発推進室などとも十分に連携を深めながら、宅建業取引に関して生じている人権問題の解決に向けて理解を求めるなど、府民啓発の推進により一層努めることとしていますので、よろしくをお願いします。

指針(案)の説明については以上です。

## ○事務局

続きまして、府民啓発について説明します。

資料1をご覧ください。2の啓発についてです。まず、既に取り組みを実施しているものが幾つかあります。平成23年度の実施方針でも、この問題を取り組みの中に掲げています。

それから、集計をしています府民調査でも関連の項目を質問項目として設定をしています。

また、資料として添付していますが、このアンケート結果を中心として、パネルを作成しました。このアンケート結果の説明パネルとアンケート結果のグラフの部分質問項目ごとにまとめたパネル、地域の同和地区かどうかという問い合わせや調査について解説をまとめたパネルを作成しました。既に、10月16日に開催した京都ヒューマンフェスタ2011でこのパネルを展示していますし、引き続き、市町村などへのパネルの貸し出しも行っていきたいと思っています。また、同様のパネルについてはホームページに掲載し、紹介をしています。

このアンケート結果については、既に国や市町村等に対し、京都人権啓発行政連絡協議

会や京都人権啓発推進会議を利用して、情報提供をしています。

今後については、まもなく発行の「府民だより12月号」の人権特集の中に少し掲載する予定です。それから、12月の人権週間に掲載予定をしている「人権ロコミ情報」の一つのテーマとして、この問題について大阪大学の平沢先生からコメントをいただいています。また、まだ決定はしていませんが、3月の京都新聞に新聞意見広告を出したいと思っています。

二つ目の研修について、既に実施をしたものとして、建設交通部では昨年の3月に大阪府立大学の野口先生に講演をいただいていますし、新規採用職員研修で説明をしたと例示で挙げています。

今後についても、引き続き指導者養成研修会のテーマとして取り上げたり、職員研修・研究支援センターの研修テーマとしても取り上げるような形で実施をしていきたいと思っています。

説明は以上です。

#### ○座長

ありがとうございました。

委員から質問や意見を自由に出していただきたいと思います。

これは営業の自由というか、表現の自由との関わりで結構微妙な問題ではありますが、社会全体、京都府全体の動きとしては、いろんな場面における差別事象をなくしていこうということで、ただいま報告がありましたような取り組みがなされているわけです。

例えば同和地域の近くの土地について、近くに同和問題の地域があるということを取引上で注意書きすることに対し、どこまで行政指導できるかですね。これ難しい問題ですが、現実には、そういう事象があるので、これは差別されている側からすれば、非常に問題の多い事象ではないかと思います。

それでは、委員、どうぞ。

#### ○委員

座長が、最初に表現の自由の問題があるからと言われたことの意味を教えてください。

#### ○座長

営業活動の一端としてどこまで書いていいかという意味で言いました。

物を売る立場であれば、これはいい物件ですよということを強調しないといけないが、問題のある物件ですよということをどこまで言えと行政指導できるか、これは問題によりま

すが、私としては非常に微妙な問題だと思いますので、営業の自由との関係で表現の自由といたしました。

#### ○委員

表現というよりは、売買をする際に、情報を提供するというにかかわる問題と理解してよろしいですか。

#### ○座長

表現の自由というのは非常に広い意味で言えば、そのようにとらえていただいて結構です。

#### ○委員

この問題、同和地区の土地の値段が非常に安いとか、そこに新興開発するとき、マンションの住民が非常に忌避するという問題は前からあって、どのように解決したらいいのかがよくわからなかったが、ある意味、新しい問題として公になってきた。

同和地区が校区に含まれているとか、あるいは同和地区の近くに行くこと自体がリスクであると思われていること自体をやっぴり変えていくしかないと思います。それは、かつて結婚差別に関して、結婚したら自分たちにリスクがかかってくるからという形で身元調査を当然視してきたことが、ようやく身元調査はいけないことである、本人のお人柄に則して結婚するのが当たり前だし、聞きたいなら本人に聞きなさい、とようやく定着してきたと思います。

それと同じように、私たちの感覚としては同和地区であるかどうかというのは尋ねても仕方がない、リスク回避として仕方がないのではとまだ思っている部分があると思います。だけど、それはやっぱりおかしいんだという形にどう持っていくか、ということだと思っています。

これから、どういうふうに通和問題、例えば同和地区がかつて下水の整備がされてないとか、上水道の問題など、さまざまな実態的な問題があったから忌避されていたかもしれませんが、私が知っている同和地区というのは、むしろ隣と比べても見劣りしないぐらい住宅的には整備されているところも増えています。しかし、なおかつ忌避しているという問題について、やっぱり考えていくべき、単に啓発パネルを貸せばいいということではなく、ちょっとしつこくこの問題を宅建業者と詰めていく必要があると思います。

忌避する実態的な状況というのはかなり減っていると私は理解しています。その辺を、ぜひ京都府としても宅建業者と話し合いを続けていっていただけたらと思います。

## ○座長

ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

## ○委員

3 ページのアンケートの結果ですが、届けたいところにはなかなかこういう気持ちが届かないというのはいろんなところであると思います。

事業者に対する教育、その企業が就業者にどのような教育をするかということですが、実施したことはない事業者がかなり多いです。その実施したことがない事業者に対して、実施の意向がないというのがかなり半数を占めています。その理由が必要ない、重要じゃないと、全く意識に上がっていない状況であるので、このあたりをやはり変えていくしかないと思います。

どんな事業でも、この辺のところに届くか届かないかで随分その施策は変わってくると思いますので、別紙1で宅建業者において策定を要請するという、要請とはどのあたりまで要請されるか、別に義務ではないと思いますが、そこを要請すればよしとするのではなく、そこをより丁寧に突っ込んでいかないと、なかなか表面だけの施策に終わってしまうのではないかと思います。それは人権以外のほかの施策でもいろいろ考えられるところだと感じました。

## ○座長

ありがとうございました。

では、どうぞ。

## ○委員

指針の2枚目の(3)差別事象への対応の②の中で、差別事象が生じたときは、速やかに必要な資料の収集、関係者からの事情の聴取に努めますというものがあります。いろんな問題が起きたときに、どこがこの資料を収集し、関係者から事情を聴取するのか、だれがやるのでしょうか。また、事情を聞いてどうされるのでしょうか。聞いて終わりではなく、そこにやはり一つのスタンスがないといけないと思うので、だれがどうするのか教えてください。

## ○座長

可能な範囲でお答えください。

## ○事務局

具体的にはこれからこの指針を受けまして、先ほど委員から意見をいただいたように、宅建業者の方とひざを詰めて話し合っていく中で考えていくことと思います。基本的には現場を持っています宅建業の担当の所管のところに報告いただいた後、人権啓発推進室や庁内の人権啓発調整会議等と連携しながら対応を図っていくという形になるかと思います。

#### ○委員

それでどうするのか。先ほど座長からも問題提起されましたが、情報提供するのは営業活動の一環だとなったときに、きちんと答えないといけないと思うんです。その答えはどういうスタンスでどう答えられるのか。

#### ○事務局

まず、差別事象が生じたときとなっていますが、実際その事象が差別に該当するのかどうか、なかなか一面的な話では決められない問題だろうと思っています。特に、この関係については、宅地建物取引業の業務の範囲の中であれば、この宅建業法の中でいろいろ指導権利も持って当たりますが、法外のことになりますと、なかなか根拠を持った指導が難しくなってきます。その差別事象というのが全体、総合的に考えて、これは差別に当たるという話になった場合には、業法を越えたところで、実際これが差別に当たるという話を、この宅建業を取り扱っているところと、人権問題を取り扱っているところが連携して、まず事実確認をし、これが差別に該当するというのであれば、その差別について啓発を行っていくという形の対応になろうと思っています。

ただ、先ほどから座長の意見にもありますように、なかなか営業活動との兼ね合いが非常に難しいとも思っています。具体的な事象が出て、具体的に総合的に勘案しませんと、なかなか決まった対応は難しいかと現時点では思っています。

#### ○委員

これは私の感想ですが、それでは非常に現場は困りますね。もし、私とその職員でこういう事象を扱ったときに、向こうから言われたときにどういう対応をしたらいいのかよくわからない指針になっているという感じがしました。

#### ○座長

問題は、売るほうも買うほうも、そういうことを意識しなくなるというのが究極の理想というか、目指すべき姿だと思います。私、政府のアイヌの政策推進委員の時に申し上げたのは、自分は実はアイヌの血が入っているんだということを普通に言えるような、そういう雰囲気をつくるのが長期的には目標であって、これは他の差別事象にも通じると思

います。

だから、宅建業者のほうもお客のほうも、もうそういうことを意識しないような方向へどうやって持っていくかと、それが法の枠組みの中で行政として努められるべきことではないかなと思います。

ですから、先ほど委員が言われたように、私が営業マンで客観的な情報として、このマンションの近くにはこういう地域がありますよと言うのと、それが差別につながる表現になるというのは、その限界は非常に難しいと思いますね。ただ、目指すべき方向としては、そういうものが問題にならないような、逆に問題にするような表現がもしあれば、それはやっぱり是正していただきたいと行政として指導されるべきではないかと思います。

それでは、次のテーマ、これは我々も今まである程度かかわってきた府民意識調査の進捗状況について、説明ください。

### ○事務局

それでは資料2、新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査の進捗状況について説明します。

この府民調査については、これまでから、この懇話会の中で意見をいただき、調査の概要についても説明をしています。

調査票は9月26日から10月11日までを調査期間として、抽出数3,000名に対して発送しました。

その回収の状況について、資料の2の1の回答の状況をご覧ください。3,000通出したうちの1,525件、回収率としまして50.8%、昨今のこういったアンケート調査の回収率を見ていると、なかなか50%を超えていないという調査結果が出ている中で、50%を超える回答をいただきました。

地域別に見ますと、ほぼ、抽出したサンプル数に対して、同じぐらいの割合で各地域から回答を得ております。

結果については、現在まだ集計中です。本日の資料は、まず単純に各質問項目あるいは属性についての集計をしたものです。それぞれの質問項目に数字は挙げていますが、まだ分析結果を説明する資料になっていません。

その中で、単純集計結果の資料の問2-1をご覧ください。まず、アの部分、府民一人一人の人権意識は10年前と比べて高くなっているかどうかの問いについて、そう思う、どちらかといえばそう思う、二つ合わせて38.8%。それから京都府が人権が尊重された豊か



な社会になっているという問いについて、これもそう思う、どちらかといえばそう思う、を合わせますと27.5%、この部分が、今年、京都府で策定しスタートしています「明日の京都」の指標となる数字としておきたいと思っている部分です。少し低いところからのスタートかなと思っています。

それと、その「明日の京都」の指標となる数字として紹介しますと、この単純集計結果の3ページ、問3、人権相談窓口の認知度について、知っていると答えた人が39.5%。何かあったときにどこに行けばいいのか、どうすればいいのか知らない人が58.4%という状況。こちらも、もっと周知をしていかなければいけない指標の一つになっていくだろうと思っています。

前回比較やクロスをさせた分析などは、まだ集計できていませんので、その他の集計結果の数字は参考にご覧ください。

9ページに属性の単純集計を載せています。10年前の男女比はほとんど同率でしたが、今回はかなり女性の回答率が上回っています。年齢については、今回は60歳以上の回答率が少し前回に比べますと上がっています。詳細な分析等はまだできていませんが、このあたりが少し特徴的です。

先ほど言いましたが、地域別には、今回は新たに京都市が加わっていますので、単純比較はできませんが、京都市を抜いた今回の率と比べますと、大体回答の関係の地域の偏りはなかったと思っています。

今後のスケジュールについては、大体12月から1月ぐらいには集計を終えて、報告書案の作成に入りたいと思っています。2月に報告書案を最終固めて、できれば印刷し、3月に納品、そして年度内に公表、配布したいと思っています。この懇話会で調査票の作成からいろいろ意見をいただきました。次回の懇話会開催予定が3月になりますが、報告書案の段階で意見をいただくタイミングがありません。報告書の形で、次回懇話会に報告をさせていただくことで了承いただけるかどうか、この場で意見をいただきたいと思います。

#### ○座長

ありがとうございます。

府の調査で、我々はどこまで介入するか、アドバイスはできると思うのですが、委員のほうからどうぞ自由に発言ください。

#### ○委員

お任せしたらいいというのが結論ですが、次回懇話会を2月に開催はできないのですか。

## ○座長

報告書をまとめられる前にぜひ委員会の意向を聞きたいということなら、それは多少無理しても、報告書の案の段階で、開催すべきですが、府は府でやるから報告するという割り切り方なら、それはそれでいいと思います。

## ○事務局

報告書案の作成のタイミングが難しく、この懇話会を、例えば1月や2月に開催するとすると日程調整が非常に難しいのが現実です。非常に事務的な話ですが。

もう一つは、単純集計のほかにクロス集計し分析をするところも考えていますが、クロス集計の分析については、この懇話会委員のお一人と大学の先生に協力を得て進めようとしています。でき得れば全体的なところについても意見をいただきながらつくっていきたいと思っていますので、我々が勝手に評価をして、都合のいい分析をしようということでは決してないものですので、一連の報告書のまとめ、あるいは分析の作業についても、できればお任せをいただければと思っています。

## ○座長

わかりました。

そういう前提で何か発言がありましたらどうぞ。

これは年次調査なので、10年たったら人口も我々の年齢も変わるから、そこら辺を考慮してクロス結論を出されないと、50年代だった人が60年代になっている、40年代だった人が50年代になっているということで、その部分が変わるのか変わらないのか。ですから、クロス集計をされる場合は、調査自体が何を目標に、どういう結果を目指してなされているのかということがはっきりして、初めてクロス適否ということが出るんだと思います。

## ○委員

最初から調査に関わっている立場からですが、あくまでも京都府がやる調査に、我々委員がアドバイスをして、大学の先生がちょっとアドバイスというかプラスアルファの意見を述べるというスタンスがよいと思います。

それと、クロス集計表としては、研修に参加している方とそうではない方という単純な、研修参加が多ければ多いほど意識がどうなっているかを調べるのが一つと、同和地区住民で一生懸命、問題解決のために動いている方がいて、そういう方たちとの交流事業を進めていこうというのが一つの同和問題の解決策としてなされているんです。そういう同和地区住民の活動家というか、問題解決のために動いている方と知り合っているかどうかとい

うことと意識状況がどうかという幾つかの柱を立てさせてもらって、意識はどうか調べようと思っています。

10年前の調査で40代だった方々が今は50代になっているなど、その年代のことまで見ると、かなり細かい話になってしまうので、今のところ研修の参加の状況と意識ということで調べようと思っています。

もう一人の大学の先生は、さまざまな意識状況とそれぞれの課題がどういうふうに絡み合っているかということを探ると伺っています。

### ○座長

私のほかの経験では調査会社のパターンとか、自分らの調査のやりやすさとか経費の問題もあると思います。それで地域性というのは余り取り込む余地が少ないように思います。ですから、もし、将来も定期的に実施をされるのなら、その辺を専門委員に聞かれるんだったら、かなり早い段階から情報として蓄積されておかれると、次回以降に参考資料になるとは思います。

我々もみんな、別に統計資料の専門家でも何でもないので、一般的なことしか言えませんが、調査はそれなりに人手とお金がかかることだから、やっぱりそれに見合う何か有意義な結果が得られるようにしようと思うと、かなり計画の段階から慎重に取り組む必要があるのではないかと思います。

それでは、10分間休憩に入りたいと思います

(休憩)

### ○座長

それでは、資料3-1として、人権教育・啓発推進施策の実施状況について、事務局のほうから説明をお願いします。

### ○事務局

それではまず資料3-1から3-4までまとめて説明します。

まず、資料3-1です。人権教育・啓発推進施策の実施状況については、計画、そして各年度の実施状況について、所定の様式で報告をしているところですが、今回、少しまとめ方や視点を変えて整理をしたものを3-1として準備しました。

今後については、人権教育・啓発の推進計画、こちらの計画に基づくまとめ方、この項目によって順に整理をしています。この計画の抜粋は最後につけていますので、また、ご覧ください。

まず1番目の指導者の養成についてですが、人権啓発指導者養成研修会は例年京都府の職員、あるいは市町村、人権啓発推進委員会議の構成団体、それから、庁内組織ですが、府民の人権を守る相談ネットワークの構成団体の職員を対象に実施をしています。その年度でテーマを定めて、講師による講演研修と、平成20年度からはワークショップ形式を導入して二本立てで実施をしてきているところです。

2番目のメルマガについては、既に21年度で休止をしていますが、いろんな情報を庁内のシステムを使い提供していたものです。

それから、毎年、京都府や市町村が実施をした人権の取り組みの中で、いろんな講師、講演のテーマを取りまとめて、今後の企画に役立てていただくということで、府の内部あるいは市町村に情報提供をしています。

次に、京都府職員が対象ですが、人権問題職場研修指導者・主任研修として京都府職員研修・研究支援センターが行っている研修です。こちらで人権啓発推進室の職員の講演と外部講師のワークショップという、これも二本立てで実施をしているほか、世界人権問題研究センターの人権大学講座にも参加して、取り組みをしているところです。

評価と課題として、指導者を含みます京都府職員については、人権問題の特別研修、各階層ごとの職員の基本研修など、こういった研修の場の確保に努めています。また、指導者対象の研修を受研した指導者等については、各部局単位で行います人権問題職場研修を推進しているところです。また、受研生に対しては、「人権研修ノート」の作成を促し、これまでの研修履歴や自分の感じたこと、気づきなどを蓄積して、体系的な学習に活用しています。

課題としては、研修計画の中で、人権啓発推進室が行っているものと職員研修・研究支援センターで行っているものを体系的に整備し、連携した計画を立てて実施をしていくべきところです。

それから、2番目の人権教育・啓発資料の整備です。まず、幼児・小学生向けについては「人権ぬり絵」それから「はたけさんちの夕ごはん」という絵本、昨年度に作成をいたしました「じんけん絵本」。また、親子向けには、かるたを作ったり、「ひとりひとりがたからもの」という読みやすい冊子を作成しています。

一般向けには、「21世紀を人権の世紀にするために」、それから「みんなたいせつ みんなかがやく」「人権の世紀」、また「人権啓発指導者養成研修会講演録」を作成し配布していますし、「人権ロコミ講座」これは新聞掲載をしたものをまとめて冊子にしていま

す。

教育資料としては、人権学習資料として小学生から高校生まで、年次を追って各教育課程ごとに作成しています。また、去年は人権教育指導資料という、かなり分厚い資料を作成をしました。

また、評価と課題ですが、いろいろテーマについて、その時期、タイムリーなものに合わせて、いろいろ作成してきていますが、今度、若者層、特に大学生あたりの若者層を対象にした啓発資料が十分できていないのと、伝達、配布、そういったルートについて確たるものがない部分が一つ課題と思っています。

次に、3番目の効果的な手法による人権教育・啓発の実施についてです。これまでの取り組みですが、まず媒体の視点、新聞・テレビ・ラジオ、それから府の広報紙、そしてホームページ、こういったメディアを利用して、できるだけ広く多くの人に接していただく手法をとっています。

さらに期間的には、重点啓発期間として5月の憲法週間、8月の人権強調月間、12月の人権週間に、より効果的な啓発ができるように集中させて行っています。この時期に合わせて街頭啓発やポスター作成、掲示、あるいは人権啓発フェスティバルのイベントなどもこの時期に取り組んでいます。

また今、実施をしていますのはポスターコンクールですが、小学校・中学校・高校、これも学校から人権ポスターを募集し、各賞を授与しています。メッセージコンクールについては中止をしていますが、このコンクールとしてはいろんな自治体がそれぞれに取り組んだり、あるいは最近応募が少ないため休止をしているところです。

評価と課題についてですが、根本的なものとしては啓発の効果がなかなかはかれないのが一番大きな課題と思っています。できるだけいろんな催しや啓発資料の配布にあわせてアンケート用紙を参考にしていますが、数も少なく、それがすべて効果を検証するだけのものになっていません。アンケートでは、非常に効果があるという意見をいただいているのですが、もう少し科学的な根拠に基づいた効果がはかれないのが、法務省も検討しているところで、一番大きな課題であります。

それから、5ページ、4番目の国・市町村・民間等の連携というところです。これまでの取り組みとして、国との連携については、二つの協議会で取り組みをしています。両方、京都地方法務局が事務局を持っている組織ですが、一つが京都人権啓発行政連絡協議会。こちらは主として企業向けの研修を実施してきました。21年度からは、さらに、探偵業者

向けの研修も合わせて開催をしています。この探偵業者向け、身元調査の関係もありますので、最近では結婚相談所にも声をかけまして、昨年あたりから参加をいただけるようになってきました。今年度も来年2月に実施をする予定になっています。戸籍の不正取得の関係で言いますと、8業種に対して、この人権啓発行政連絡協議会で適正な管理、あるいは執行の要請活動をしているところです。

もう一つ、京都人権啓発活動ネットワーク協議会、こちらは、京都地方法務局のほかに社会福祉協議会と人権擁護委員連合会がホストメンバーになっています。二つ大きな取り組みがあります。一つは、人権侵害の救済ということで、今、人権擁護委員の特設相談を府で行っています。各振興局を利用して、人権擁護委員の特設相談も実施をしています。

もう一つ大きなのは、人権啓発フェスティバルを共同で開催をしています。府や市町村が実施するフェスティバルに人権相談コーナーを設けて共同して実施をしているものです。

市町村との連携については、市町村連携フェスティバルを開催しています。ひゅうまんシネマフェスタを21年度まで実施をしていました。その後は各市町村において映画上映やそれぞれの地域の事情に合わせた取り組みをしていくということで今は行っていません。それから、乙訓地域ではヒューマンウィーク in おとくに、また府下全域でハートフルフェスタとして、府と市町村の連携したフェスティバルを実施しています。

また、市町村と府が連携をして、講師をNPO法人の方をお願いした府民講座も実施をしています。

次に民間等との連携です。まずNPO法人等との連携について、表にまとめていますが、15年度から22年度まで、フェスティバルやテレビ・ラジオ、府民講座等の研修会、こちらにNPO法人等として参加をいただいたり、あるいは講義をいただいたり協力をしていただいたNPO法人等の数です。22年度ですとフェスティバルが22団体、テレビ・ラジオの出演で3団体、講座・研修会で3団体、合計28団体のNPO法人等と連携しています。

また、特にNPO法人等の中で相談事業をされているところをピックアップして、NPO法人等の相談窓口ガイドというハンドブックを、昨年、作成しています。

それから、企業との連携事業の実施として、京都人権啓発推進会議という企業が構成員になった推進会議を設けています。こちらでは街頭啓発やポスターコンクール、フェスティバルの開催等、連携して実施しています。

評価と課題ですが、国や市町村、NPO法人等、それぞれこれまでの取り組みを続けています。一定その事業拡大やそれぞれの団体、NPO法人等、企業との交流も進んできて

いるのと思っています。

次に5番目の調査・研究成果の活用について、世界人権問題研究センターの人権大学講座への参加や、研修講師の派遣、あるいは啓発資料のテーマの執筆等々、お願いをして取り組んでいるところです。

また、大学等の連携については、芸術系大学との連携事業として、まず大阪成蹊大学の芸術学部では大学側のカリキュラムの中に組み込んでいただき、いろいろなパネルの作成や啓発グッズのデザインを作成いただいています。それから、京都嵯峨芸術大学についても同様に大学のカリキュラムの中で啓発グッズのデザインに取り組んでいただいているところです。

最後に今年度から京都造形芸術大学のマンガ学科とも連携も始めています。今、東日本大震災をテーマにした漫画を制作していただいているところです。

それ以外にも学生の参加ということでこれまで取り組んだ啓発事業の経過を次に記載しています。

評価と課題ですが、これまでからずっと学校のカリキュラムの中で、学生の教育の一環として連携をしてきています。大学からは非常に好評価を得ており、引き続き、連携事業を進めていきたいと思っています。

続きまして、資料3-2をご覧ください。10月16日に京都テルサで京都ヒューマンフェスタ2011を開催しました。参加者数、延べ3,700名、今回は途中、入場制限をかけなければならないほど、多くの方にお越しいただきました。

内容的には、それいけ！アンパンマンショー、間寛平トークショー、それからNPO法人のステージ発表、そのほかにもNPO法人のブースや京都工芸繊維大学に協力いただいたユニバーサルデザインの体験コーナー、それから京都造形芸術大学に協力いただいた似顔絵コーナーなどです。また、同時に犯罪被害者への取り組みや世界人権問題研究センターのパネル展・ギャラリートークを開催し、幅広にテルサを貸し切り実施しました。簡単な紹介写真は裏面に付けています。またご覧ください。

続きまして、資料の3-3のHUMAN LIVE KYOTO 2011の開催結果について、今年度9月25日、京都駅ビルで開催しました。こちらは昨年が続いて2回目ですが、京都の大学生が企画し、実際に運営をするという形で取り組みをしてきています。内容的には、プロのアーティストのステージと、学生たちが運営する人権啓発ブース、この二本立てで実施をしています。

イベントの意見を聞いていますと、学生が中心に動いている姿が非常に印象的だなど、学生ならではの取り組みとして、非常に好意的に皆さんとらえていただいています。こちらにも裏面に写真を付けています。またご覧ください。

それから、資料3-4ですが、今年度、府民調査の結果を取りまとめ、来年度以降の啓発効果の把握について、いろいろ手法について考えました。

まだ最終決定しているものではありませんが、24年度から26年度ぐらいに、インターネットのモニター調査の実施を考えています。今回の府民調査で約1,500名の回答を得ています。それぐらいを対象として調査項目は少し絞り込んだ形で実施してはどうかと思っています。

今回の無記名郵送式ではなく、非常に簡単に短期間で実施ができる、また費用も安いというメリットがある反面、インターネットを使うので、モニター登録をしているどこのグループを使うかによって回答者数がまた偏ってしまうというデメリットもあります。これから、今回の府民調査に変わるものとは言えませんが、今後こういった手法で実施していきたいと思っているところです。

ちなみに、この資料の裏面に「明日の京都」の人権尊重、ここに数値目標の資料を付けています。まず人権が尊重されていると感じる人の割合の基準値として38%、これは10年前の調査、平成13年度時の調査の各人権課題ごとの加重平均が38%だということで、それを基準にしています。

それから、二つ目の人権啓発事業の効果感度のところですが、これまでのアンケート結果から、おおむね80%の方に効果的だと評価いただいています。一定それを基準にしています。

次に、人権尊重についての相談窓口を知っている人の割合と、これは数値的にはなかなか出せなかったのが、今回の府民調査の結果を基準において、それを増加させていくという形にしました。参考までに紹介します。

以上です。

## ○座長

ありがとうございました。

非常に大量な資料ですが質問や意見がありましたらお願いします。

## ○委員

説明の一番最後のページの測定指標のところ、人権侵害について相談する窓口を知っ



ている人の割合ですが、このデータは窓口があるのを知っているというレベルか、もう少し突っ込んでどこに行けばという相談場所の認識まで持って回答されているのか、わかれば教えてください。

それからもう一つ、資料3-1の6ページ、一番下の企業も入った事業の実施のところで、京都人権啓発推進会議、商工会議所などが構成団体となっていますが、これ自体は以前からあったものなのか、また具体的な事業展開について、その団体の方が中心になってやるのか、団体の構成員である企業が中に入ってやっておられるのか、教えてください。

#### ○事務局

まず、相談窓口についてですが、この基準値、指標は府民調査の結果であり、その府民調査でどこまで聞いているかと言いますと、国、これは法務局だとか人権擁護委員、それから地方自治体で言うと京都府市町村、あるいはNPO法人等の人権相談窓口が開かれているのを知っているか知っていないか、それについて知っているという数字です。

#### ○委員

わかりました。

これ、数値は先ほどのじかに説明を受けた約40%ということですね。

#### ○事務局

はい。それが基準の数字です。

#### ○委員

存在しているかどうかを知っている、知っていないなら40%あっても不思議じゃないと思いましたが、その数字がもう少し突っ込んでどこへ行けば、というところまで聞かれて40%は随分認識が高いなと思ったので聞いた次第です。ありがとうございました。

#### ○事務局

次に京都人権啓発推進会議ですが、ここは、それぞれの団体あるいは連合会としての活動ということです。

#### ○委員

京都府は事務局か何かでかかわっているのですか。

#### ○事務局

京都府が事務局をしています。商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、農業協同組合中央会と書いていますが、それ以外にも京都府、京都市、それから府市の教育委員会、人権擁護委員会、それから社会福祉協議会も構成団体であります。すべて12団体で

構成をしている組織です。

○委員

活動は頻繁に行われていますか。

○事務局

年度の当初に事業計画、後期に後期の事業計画、それから取り組みとして、ポスターコンクールの選考会を兼ねた会議が概ねの会合になります。

○委員

ありがとうございます。

○座長

ありがとうございました。

では次の委員、どうぞ。

○委員

資料3-1の5ページのところで、4番、国・市町村、民間等との連携のところですが、これまでの取り組みとして、アの国との連携、従前の企業向け研修会のほかに探偵業者向けの研修会も開催され、昨今、結婚業者の参加をいただいているということでしたが、まさにこういうところに、先ほどの宅建業者にも声をかけられてはどうかと思いますが、そのようなことはされていないのでしょうか。

宅建業者の問題、京都府では啓発推進体制の確立をするということによいと思いますが、ここはまた違う組織等から声をかけるというようなことは考えていないのか聞きたいと思います。

○事務局

この行政連絡協議会に対しても、この宅建業法の関係については京都府から問題提起をしていますし、アンケート結果についても報告、説明をしています。

これに対する取り組みについても働きかけはしています。ただ、国の機関も例えば農政局や財務事務所など多岐にわたっていますので、具体的に全体の取り組みとして方向性が出ていない状況です。

探偵業務の中で結婚業者というのは、1点、身元調査という問題で共通点もあるというところから呼びかけをしていますが、宅建業まで入れますと範囲が逆に広がってしまい、もう一つの企業研修と境目がなくなってくるので、そこは各業界で区分をした形で絞って実施していこうと思っています。

宅建業については、宅建業協会や日本不動産協会京都府本部という団体があります。この団体の構成員に対しては、一つは法定研修という法律に基づく研修会の中でこの土地調査問題についての研修も行っていますし、それ以外に、建設交通部から講師を派遣する形で任意の研修会も開催し、宅建業界独自の取り組みや京都府と業界との連携の取り組みを行っており、国の機関とは別に指導していくということになります。

#### ○座長

ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

#### ○委員

6 ページの民間との連携、特にNPO法人との連携に関しては、平成15年度のときから関わりを持たせていただき、かなり多岐にわたる連携がとれてきて、本当にありがたいと思っています。あと次のステップとして、今、協働の時期に来ているのではないかと実感しています。

それから、若者が人権意識を獲得するためのHUMAN LIVE KYOTO 2011、この企画について、こういう形で若者層には参加型でやるほうが実感しやすいなと思います。このやり方はいいなと思って見ていました。

#### ○座長

ありがとうございます。

では、どうぞ。

#### ○委員

私は、ここでは書かれていませんが、震災の問題と人権というものも考えるべきではないかなと思っています。

京都にも福島の方が来られています。京都市の市営住宅や公務員の宿舎におられて、府の関わりがどうされているのかわかりませんが、私はどこかで念頭に置かなければならないことがあるのではないかと思います。

京都ではなく他府県で福島ナンバーに対する忌避とか、子どもへのいじめなど聞いています。京都はどうなのかなということが気になるところです。

それで、これはいいなと思ったのは、8 ページの京都造形芸術大学で現在、東日本大震災をテーマに1枚絵の漫画を制作中とあります。この試みは、大学の試みで京都府が乗ってきたのか、あるいはこちらから提案されたテーマなのか。なかなか着眼点はいいのでは

ないかと思います。そういったことで、放射能に対する風評被害などに関連しているところがあると思うんで、人権という観点でその問題は考えて取り組んでほしいなと思います。この問題、造形大の取り組みというのはどちらの発案なんでしょうか。

#### ○事務局

造形芸術大学のマンガ学科は、今年度、開設をされた学科です。私どもが新しい大学連携を行う上で、そういう情報も受けて、京都府から造形大学に連携をしましょうと、カリキュラムの中でこういうテーマで取り組んでいただくように働きかけをした結果です。

#### ○委員

造形大学はすごい意識を持っているようで、ヤノベケンジさんという人の作品をそこに展示して、そこに募金箱を置いています。ヤノベケンジさんは福島の美術館でも、そういうパフォーマンスというか、取り組みをされていて、そういったことに人権の視点から関わっていくことはいいことだと思います。

#### ○座長

ありがとうございます。

では、どうぞ。

#### ○委員

資料3-1の3ページなどに、効果的な手法による人権教育・啓発の実施として、メディア利用とありますが、一つ気になったのが、今の若者はテレビを見ないのです。ネットしか見ないのですね。ネットでニュースを見て、パソコンで全部まかなえるんで、その辺どうしたらいいのか何か考えていただきたいと思います。

それともう一つは、ポスターコンクールとかされていますが、私視点で大阪のことしかわからないんですけど、いわゆる映像学科がある大阪の大学ですが、若者が10分ぐらいとか、5分ぐらいのドキュメンタリー映像をつくるというのをよく聞きます。もしそういうことをかなりやっている層があるならば、ぜひアタックして連携いただけたらと思います。

なぜかという、大学でも一番見せて印象に残るのはやっぱりビデオ、映像なんです。ドキュメンタリー関係で、実際に現地に行くのはなかなか難しいけれども、ドキュメンタリーで5分、10分という形で見せると、すごく親近感を持つようで若者自身がつくったドキュメンタリーなどがあれば、もっと親近感を持ってくれると思いますし、そんな工夫ができればと思います。

ただ、お金も必要だし、どこにそういう若者がいるかという情報も必要なんで、もし、

そういう方向性があれば動いていただけたらなと思います。よろしく申し上げます。

#### ○事務局

今の件について、コンソーシアム京都で、そういう映像コンテンツの話をも3年前に持っていったことがありましたが、そのときはうまくマッチングしませんでした。その前後で、人権啓発学生サポーター会議をつくって、ここで提案された中の一つが「HUMAN LIVE KYOTO」という、プロのアーティストによる音楽イベントの開催の方が実現しました。学生スタッフが企画運営しており、プロの人に若い人が接触して、特に人権、命ということに対する共感を若者が持ってもらえるようなメッセージソングを中心に歌ってもらうという形で、去年から開催しているところです。なかなかうまくマッチングができなかったという形で映像を排除しているわけではないのです。

#### ○座長

引き続き努力していただきたいと思います。どうぞ。

#### ○委員

今の関連で気になること、日ごろ気になることですが、ネットの中の人権侵害ってひどいことがあります。あれは放置していいのかなというのが多いですね。だから、ネットで、言わせるばかりじゃなくて、どこかでちゃんとしたまともなものを打ち立てておかなければならないのではないかと思います。具体的にそれは違うんだということをきちっというサイトが必要なんじゃないかと思います。何か工夫が必要ではないかと思います。

#### ○座長

ありがとうございます。

次の京都はあとふる企業認証制度ですが、本日欠席の森委員から、何かそういう制度をつくる時は、これはできれば第三者機関を置いて、本来の目的どおり動いていただくとか、人権の場合は、特に大事だと思いますので、次の段階で生かしていただきたいと思えます、とのご意見をいただいています。

では、報告事項をどうぞ。

#### ○事務局

次に報告事項の京都はあとふる企業認証制度について、商工労働観光部から説明します。

京都府内の障害者雇用の現況について簡単に説明します。資料の4-1をご覧ください。京都府内の障害者雇用ですが、障害者雇用促進法により、常用労働者56人以上の企業については、1.8%以上の障害者を雇用しなければならない義務があります。これを法定雇用

率とありますが、去年の6月1日現在で京都府内の障害者雇用率は1.82%と初めてこの法定雇用率を上回りました。過去5年間、毎年徐々に上がっていて、去年初めて雇用率を達成しました。その達成企業の割合はまだ49.5%ということで、平均としては達成していませんが、まだ半分以上の企業が達成をしていないという現状もあります。これについては、引き続き雇用促進に努めていく必要があると思っていますところです。

それを受けて、京都府の施策として、平成20年4月に南区の京都テルサの中の総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」内に障害者を専門に就労支援をしていく「はあとふるジョブカフェ」というコーナーを設置しまして、労働局やハローワークとも連携して、一貫した就労支援を実施しているところです。

その結果、3年間で来所者数、就職内定者数が徐々に伸びてきているところです。国のハローワークを中心に、京都府としてもハローワークと連携を図りながら、京都府独自のきめ細かな就労支援策をとる必要があるとして、この「はあとふるジョブカフェ」で国と連携を図りながら、支援をしているというのが現状です。

それから、3番目に京都府障害者就労支援プラン、これは昨年の12月に今後どういう形で障害者の就労を促進していくのかというプランを、京都府のアクションプランとしてまとめました。その中で、雇用率1.82%を2.0%まで高めていこうというのが一つの数値目標。それから、もう一つは、「はあとふるジョブカフェ」に登録された方の就職内定者数を、23年から25年の3年間で500名を達成しようという二つの具体的な数値目標を掲げて、総合的な就労支援をやっていこうというプランを策定したところです。

そういう現状の中で、資料4-2の「京都はあとふる企業認証制度」と言いまして、障害のある方を積極的に雇用されている企業を「京都はあとふる企業」という愛称をつけさせていただき、京都府が認証するという制度をこの9月に創設しました。

認証すると同時に、その認証された企業が具体的にいろいろ実践をされている障害のある方の働きやすい職場づくり、そういった職場でのいろんな取り組み内容、これを京都府のホームページ等で紹介をし、障害者雇用が進んでいない企業等に、その取り組み事例などを参考にさせていただいて、今後の障害者雇用に対する理解と促進を図ることを目標に設定しているところです。

それから、この認証企業の認証基準についてです。6つほどありますが、数字的なハードルとしては、障害者雇用率が3.0%以上であることということで、3%以上の障害者を雇用されているところについて認証をしていこうというものです。なお、常用雇用労働者

56人未満の企業は、そもそも障害者を雇用する義務はないですが、義務がなくても同じく3%以上雇用されている企業については同様に認証するものです。

ほかの要件については、労働関係法規を遵守しているであるとか、公序良俗に反する事業を行っていないこととか、言ってみれば、認証を受けるにふさわしい資質を持った企業ということですが、基本的には3%の障害者雇用率というのが主な基準になります。それから認証期間は3年間としています。また、この「京都はあとふる企業」に認証されると、三つの特典があります。一つ目は、府が全国から公募して決めました認証企業のシンボルマークを名刺や封筒等で使用いただきまして、障害者雇用を積極的に推進している企業であるということをしてPRしていただくというもの。

それから二つ目は、京都府のホームページに認証された企業名と併せてその障害者雇用の取り組み内容を紹介します。

それから三つ目が、これは24年度からの実施予定ですが、京都府が物品調達を行う際に、これはあとふる企業の認証を受けた企業については優先的に発注が受けられるような仕組みを、これから構築していこうと検討中です。

そういう三つのメリットを踏まえまして、認証を受けたいという企業については、今現在も随時申請を受け付けてしています。予定としては、12月には第1回目の認証を行いたいと思っています。

この認証制度については、京都府のホームページへ掲載するとともに、各経済団体の協力を得て、各企業へ直接この認証制度の概要などお知らせをし、広く広報に努めてきているところです。

説明は以上です。

## ○座長

ありがとうございます。

それから先ほど森委員の意見は紹介しましたが、他の委員、どうぞ。

## ○委員

この制度については、人権問題というよりは雇用問題と各企業の社会的責任（CSR）の面から、私どもも多少のお手伝いをさせていただいていまして、企業には、障害のある方と一緒に仕事する企業の風土みたいなものが大事ですよと言っていますが、企業としてはコスト等もかかります。

認証された場合の特典もありがたいですが、やっぱり本当はもっと広く、私どもの企業

がこういうことをしていますよ、いいことしていますね、ということを広く認知していただけるのが一番の動機づけになるんですね。府のホームページだけでなく、何かもう少し一般の京都新聞の活用や有名な方を使って積極的に取り組んでいる企業を紹介する媒体を活用したり、少しお金をかけていただいて工夫いただきたいと思います。

この障害者雇用の数字が少なくても22年まで順調に増えているので、全体の雇用環境はどんどん悪くなる中で、相当地道な府や市、行政の努力によって、障害者を雇用すること自体については企業のほうには浸透してきています。

法定雇用率以上にたくさん雇う企業もわずかですけどありますが、大半は雇用率1.8%はまだクリアしてないが、できれば、クリアしたい企業が多いと思います。その企業が、1.8%の雇用率に踏み込めないのは、障害者を雇用する怖さやコストの問題などさまざまな壁、溝があるのが現状です。

せっかく頑張った企業には、できるだけよりよい特典をお願いできればと思います。

#### ○事務局

わかりました。なるべく広く、ホームページだけでなく、いろいろな方向で周知できるように取り組みたいと思います。

#### ○座長

委員の言われるメリットというのは、それが少なくとも府民一般に評価されるような形を何とか府のほうで頑張ってお考えいただきたいということだろうと思います。

それでは、また意見ありましたら府のほうへお願いしたいと思います。

次に、人権週間における取り組み計画について、最後お願いします。

#### ○事務局

それでは、資料5に基づきまして、今年度の人権週間の取り組みについて簡単に説明します。

まず、街頭啓発ですが、京都市内は12月5日月曜日、京都駅前で行いますし、府内各市町村においては、この人権週間の間にそれぞれの市町村で取り組みをしていきたいと思っています。

それから、子どもの人権擁護をテーマに、新聞意見広告を出します。あわせてポスターの作成、パネル作成をして掲示していきたいと思っています。

また、12月1日から10日まで京都新聞に10話連載として、人権口コミ情報を掲載予定です。年度末にこの10話を冊子にして配布する予定です。



それから、人権啓発ポスターですが、ポスターコンクールの知事賞の受賞作品を活用したポスターを作成し展示する予定ですし、このポスターコンクールの12団体賞について、12月18日に旧本館において表彰式を実施する予定です。

また、FM放送の「Voice To You」では人権週間スペシャルとして、12月5日から8日まで、4日間連続の放送を予定しています。

それから、市町村の連携フェスティバルについて、今年度はヒューマンウィーク in おとくとくにと題して、乙訓地方の2市1町で開催を予定しています。向日市では12月17日土曜日、それから長岡京市では12月4日日曜日、大山崎ではパネル展を12月2日から9日まで開催予定です。

簡単ですが以上です。

#### ○座長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題はこれで終わります。